

2009年(平成21年)8月30日発行 発行者:大阪府釣りインストラクター連絡機構

<http://www.jofi-osaka.com>

本部:大阪府東大阪市中小阪1-5-20 tel06-6729-9485 fax06-6729-9457 広報部:大阪市北区天神橋3-8-15 tel06-6358-4414 fax06-6358-4445



「釣りの自由を守れたことに感謝しよう」

来田 仁成 (大阪府釣りインストラクター連絡機構代表)

いつまでも曇り空や雨続きかと思っていっても、降雨量はさほど多くはなく。海底の深みや、航路筋などに堆積した貧酸素の海水が、小さな塊になって港内のあちこちに移動します。魚の群れもこうした小水塊の規模に合わせて、小さな群れに寸断されがちです。それでなくとも今年はアジ、イワシなど回遊魚の成育が遅れがちでした。8月のはじめに釣れるアジが4 cm ~ 6 cm、サビキしかけは3号でないとハリに乗りにくい状態です。そこへ北、東の風が吹くたびに直立の護岸やケーソンの立ち上がりに、DO値 4 程度の貧酸素の潮が湧き上がって、魚の泳層が極端に浅くなります。

魚たちにとって住みにくいこうした潮は、たとえば小型の台風でも大阪湾の上空を通過してくれば、海底がかき回されて解消するのですが、幸か不幸かここ3年にわたって訪れてくれません。

台風に吹き込む北風で発生した青潮が、岸壁のイガイを根こそぎ落としてしまい、異臭のする海辺はいやですが、のんびんだらりと釣れない続きも困ったものですね。

さて、釣果に向けられた障害はそうした自然現象だけでなく、人的なものもあります。昨年の夏、みなさんにも呼びかけて協力していただいたパブリックコメント以来、全国の釣り人の注目を集めていた大阪港の立ち入り禁止問題ですが、このほどようやく「港湾施設の立ち入り禁止区域の指定に係る検討会」の答申案がまとまりました。

委員会の結論の主旨は

「港湾施設のすべてを立ち入り禁止にして、もしこれを破るものがいれば罰則、罰金を科すことは適切ではない。場所を定めて適切なルール、マナーを条件に立ち入ることを可能なように配慮すべきではないか」といった内容のものでした。

以上の考え方で、釣りが出来る場所の分類について簡単にまとめると、次のようになります。

A、渡船で渡る地区(渡船店と渡船利用者にルールを課してそれぞれの責任において釣りをする場所)

B、立ち入り禁止にしない地区(陸続きでだれでも自由に利用できるが、安全に関しては何の施設もないので、釣りをするには必ずライフジャケットを着用し、簡単な救命対策として、なわばしで、救命浮環などを設置し釣りをする人それぞれの意思と責任で釣ることのできる場所)

C、港湾緑地で一般と釣り人の住みわけをする地区(従来釣り禁止であった港湾緑地の一部を解放して、安全柵の中から竿を出す、ファミリーで出かけられる安全な釣り場)

海辺における人工構築物である港湾施設は、港湾の業務以外の「釣り」などは、「目的外の使用」であって、港湾の管理者である地方自治体が、管理規則によって立ち入り禁止にすることができます。しかし、当初大阪港で発表されたものは、「港湾施設のすべてを立ち入り禁止にして、もしこれを破るものがいれば罰則、罰金を科す」というものでした。昨年のパブリックコメントと、その結果を受けて、平成 21 年 1 月以来、寒風の中の現地視察を含めて合計 7 回にわたり開かれた「港湾施設の立ち入り禁止区域の指定に係る検討会」委員会は、港湾法規の研究者、弁護士、港湾事業者代表、市民代表、そして釣り人、釣具業界代表としてわたしが意見を提出させていただきました。

委員会では当初の姿勢通り、釣り人が権利闘争をするのではなく、管理者側との相互理解を推進し、なんとか釣り人の思いをわかっていただきたいという方針で話をすすめました。

釣り人にとって 100%の結果が出たとは思いません。渡船店や釣具業界にとっても不満が残るかも知れません。

しかし、管理責任を相互に分担することで港湾施設を釣り人を含めた市民が港湾施設を利用しやすくしようという、わが国の港湾管理史上はじめての提案をわたしたちの大阪から全国に向けて発信できたことを誇らしく思っています。

協力いただいた JOFI 大阪のみなさん、本当にありがとうございました。



報告1

「公認釣りインストラクター講習会及び資格試験」(1/17~18)

「公認フィッシングマスター講習会及び資格試験」(1/31~2/1)

新しいインストラクターの仲間になるため、今年も 39 名の人達が 1 月 17 日と 18 日目の 2 日間、平成 20 年度の釣りインストラクター講習会がヒューマンアカデミー大阪校で開催されました。講師は、当会から来田仁成、物部胤三、辻哲男。大阪府釣り団体協議会から勝原崇氏、今中毅氏。JOFI 兵庫の酒井信由喜氏。奈良県インストラクターの窪悟氏。法規については、大阪府から北出弘氏(大阪府環境農林水産部水産課指導・調整グループ課長補佐)が担当しました。講義が全て終了し、筆記試験・論文試験・面接と実技試験が開始されました。この結果は 3 月末日に受験者へ可否の案内が送付されることになっています。

1 月 31 日~2 月 1 日の 2 日間にわたり、平成 20 年度フィッシングマスター講習会がヒューマンアカデミー大阪校で開催されました。北は福島県から南は島根県のインストラクター 7 名が受講しました。講義は、来田仁成「遊漁者のモラルと釣り場確保のためリーダーが取るべき配慮の例」。水産庁専門官・城崎和義氏「世界の遊漁関係法規とわが国の遊漁関連法規について」と「釣り人の安全対策と漁業の調整について」。綿井良隆「遊漁資源と魚場環境について」。大阪府環境農林水産総合研究所・鍋島靖信氏「海の自然環境保全と魚類の消長等の関係について」。なお JOFI 大阪からは 2 名が受講し、4 名が特別聴講しました。

報告: 物部(事務局)

報告2

「大阪湾フォーラム」(2/28)

大阪湾見守りネットが主催する「第 5 回ほっといたらあかん! 大阪湾フォーラム」が海遊館で開かれました。5 年目の記念フォーラムは大阪湾の中心地・天保山で開催することになり、当会の来田仁成代表が「大阪湾の釣り文化」(天保山でのチヌ釣りの歴史など)を講演しました。また、海遊館前の海で生物を採取し、直立護岸における生物調査も実施しました(川村・山崎・萱間らが参加)。

シンポジウムでは、水辺と親しむ環境が減っている現状を報告、子供たちが自然に接する体験が減少していることをデータで示し、

子供たちの道徳観や正義感を向上させるために自然体験は重要だと訴えた大阪教育大の先生からの発表がたいへん印象に残りました。

ダイバー、ヨットマン、海洋土木学者、生物学者、博物館、水族館、自然保護団体、釣り人…大阪湾を守りたいたくさんの方々と交流することが、この大阪湾フォーラムの大きな意義ですが、今回はちょうど釣り人の立入禁止問題が持ち上がった時期でしたので、「港湾と市民のかかわり方」に絞った大阪湾フォーラムができてよかったと思います。

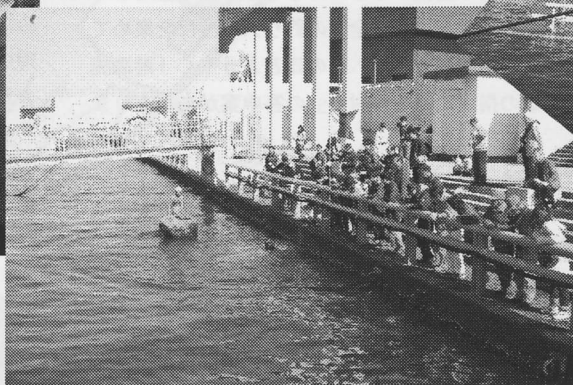
報告: 広報部



天保山のマーメイド広場でダイバーが潜って海底の生物を採取し、私たちも直立岸壁をこすって貝類を採取。山西先生、鍋島先生らに見てもらってたいへん興味深い話をお聞きすることができた。



海遊館の本館では「大阪湾のチリモンを見つけよう」を実施。大人気だった。



↑直立護岸の生物を採取しています。

報告3

「平成 21 年度 JOFI 大阪定期総会」(3/8)

平成 21 年度の定期総会を、3 月 8 日、ダイワロイネットホテル四ツ橋にて、出席者 32 名と委任状提出者 74 名を合わせ議決権数 106 名(全会員数 133 名)で開催。

来田代表の挨拶では、大阪湾立入禁止への取り組み状況、釣りは自己責任であると再認識し、モラルの向上や社会的立場の確立について指導的な役割を果たすとともに、設立時の精神である「釣りここを次の世代に引き継ごう」などの話がありました。

総会の議長に中河内支部長の辻哲男氏を選出し議事を開始。「平成 20 年度事業報告」から「収支決算監査報告」まで 4 つの議案の報告

と質疑を行ない全ての議案が満場一致をもって了承されました。また、「平成 21 年度事業計画[案]」を審議し、決議されました。「平成 21 年度新役員の承認」では、提案されていた役員以外に、執行部役員では財務部次長へ中河内副支部長の森脇操氏、広報部次長へ北河内副支部長の田隅衛氏、また支部役員は北河内副支部長へ山本忠男氏、中河内副支部長に中島誠一氏の提案があり、満場一致の拍手をもって決議した後、来田代表が新役員・支部長等を紹介し総会の議事が全て終了しました。

報告: 物部(事務局)

報告4 「大阪湾水辺トーク」(3/21)

3月21日土曜日、大阪市立自然史博物館・集会室にて「大阪湾水辺トーク ～平成20年度大阪湾水質調査報告会と釣り人シンポジウム～」を開催。主催はNPO法人釣り文化協会、後援は国土交通省近畿地方整備局港湾空港部。

私たち JOFI メンバーの多くが参加している「大阪湾の水質調査」のH20年度報告会と、港湾部と釣り人のかかわり方について釣り人による様々な取り組み（清掃活動や安全マナー普及活動）を発表する…というのが第一部。第2部では、港湾の安全を管理する側の方と利用者側の方にご出席をいただき、「水辺におけるモラルやところがまえ」について話し合いました。

議事次第は次の通り（敬称略）

◎第一部 報告会 「大阪湾の水質調査報告」

報告＝川村孝二・安達昭二・山崎勝彦・来田仁成

総評＝鍋島靖信（大阪府環境農林水産総合研究所）

「港湾環境を守るための釣り人の取り組み」報告＝萱間修

本日午後1時より集会室にて開催！

大阪湾水辺トーク

主催 NPO法人釣り文化協会
後援 国土交通省近畿地方整備局港湾空港部

報告者：川村孝二・安達昭二・山崎勝彦・来田仁成
総評者：鍋島靖信（大阪府環境農林水産総合研究所）
報告者：萱間修（NPO法人環境教育技術振興会）

◎第二部 水辺トーク

テーマ：水辺での釣り人が取るべきところがまえについて

パネラー＝来田仁成（釣り文化協会理事長）

杉中洋一（国土交通省近畿地方整備局港湾空港部）

田中裕二（大阪海上保安監部）

岩井克己（NPO 環境教育技術振興会）

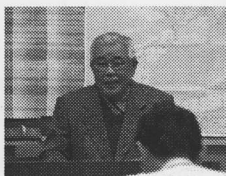
鍋島靖信（大阪府環境農林水産総合研究所）

私たちが4年にわたり行なってきた水質調査も、実際にその観察した数値をどのように国づくりに活用していただけるかが市民としての望みであるわけですが、水質調査をしながらも、水辺における様々な問題（入れる所が少ない、ゴミが多い等）を考えることも多く、今回はそれらのことを「行政の方々と交えて」話し合えたことがよかったと思います。

国土交通省の杉中氏は港湾の利用促進にかかわっている方で、各地の港湾利用の取り組みについて現状の報告をしていただきました。また、基幹的広域防災拠点の整備ということで、ふだんは釣り場として利用できる緑地整備を大阪市と堺市ですすめていることなどの話もありました。海上保安監部の田中氏は海難事故の現状をお話していただいた上で、海辺安全のための市民の自主的なレンジャー活動について歓迎したいというコメントがありました。

今回シンポジウムを持つことによって、釣り人と港湾のルール作りに、「自己責任の上に成り立つ釣り」というものを再確認し、一定の方向を見つけ出すことができたと思います。詳しくは「大阪湾水辺トーク報告書」にまとめています。

報告：広報部



ダイバーの岩井さんは同じ海辺の趣味を持つ仲間として参加していただき、小学生ら地域の方と一緒にいるアマモ増殖プロジェクトを紹介。海辺の安全の責任についても、法で義務づける前に、個人的な責任として自覚することだと述べられました。

報告5

「舞洲における環境学習と魚釣りの社会実験」(3/15)

大阪市港湾局の臨海地域活性化室と釣り団体 3 者の共催により、平成 19 年 9 月から実施してきました「舞洲における環境学習と魚釣りの社会実験」は、3 月 15 日、5 回目の釣りイベント「春の釣獲調査釣り大会」を開催。当会が運営を行ないました。1 年で一番釣れない時期でしたが、一般参加者 52 名、JOFI メンバー 10 名も釣

りを行ない、チヌ、スズキ、ボラなど、少ない釣果でしたが大物が釣れ、この季節にしてはよい報告ができたと思います。水質調査の講習会と釣り場クリーン活動もあわせて実施。2 年間にわたる社会実験(公園条例から釣り禁止を解除するためのテスト)を無事終えました。

報告：広報部



釣れない時期でしたが、シラサエビでチヌの大型が釣れ、ルアーでボラが釣れました。これで一応 1 年中釣りものがあるということが分かったわけです。



報告6

「舞洲における…長期社会実験に協力」(4/1~6/30)

社会実験は当初は単に緑地の釣り場解放に向けた取り組みであったわけですが、今年 1 月から開催されている「港湾施設の立入禁止区域指定にかかわる検討会」においても、禁止区域と開放区域のバランスをとる上においても重要な事項となり、実際に誰も管理していない条件下で釣り人のマナーはどのようなものであるか、この場所を使って長期にわたって調査することとなりました。市の担当は、実際に緑地の管理を行なっている大阪市港湾局の計画整備部・環境整備担当と変わり、条例変更がより現実味を帯びてきた体勢となり

ました。

釣り文化協会と日釣振大阪府支部では、今までの舞洲社会実験に來られた方全員に案内状を送付した上で、期間中の土日祝日に巡回指導を行ない、この事業に協力しました。実験結果は検討会の資料として提出されていますので、誰でも見ることができますが、「手すりのある場所でライジャケ着用をすすめるべきかどうか」など、行政的立場と利用者感覚との問題も浮かび上がり、今後の港湾部の釣りルール作りに役立つことと思います。

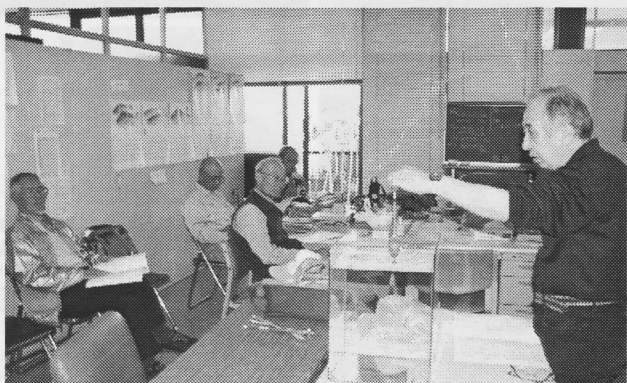
報告：広報部

報告7

「水質調査員研修会／ジュニア水質調査」(5/3)

5 月 3 日、大阪南港魚釣り園 NPO 控室にて、平成 21 年度の水質調査員研修会を開催しました。参加者は、今年からの新規調査員 4 名、継続調査員 13 名、講師 2 名。研修会では「平成 20 年調査のまとめ」(分析と反省)、「平成 21 年調査のポイント」(青潮への対応、計測の注意点)と、水質調査の「実地講習」を行ないました。またこの講習会では同時にジュニア水質調査講習会を開催。当日魚釣り園に來られていたファミリーも加えて 9 名が水質調査講習を受けられました。

報告：広報部



水質調査は、続けて行くことでいろいろな勉強をさせてもらっています。また、子供の頃から大阪湾に興味を持ってもらうことも大事ですね。

「南港魚釣り園・釣り指導／GW 初心者釣り教室」(年間／5/4～5)

大阪南港魚釣り園の運営協力(初心者釣り指導等)は、平成 18 年 4 月から始まり、今年は 4 年目の活動を実施していることとなります。インストラクター活動の拠点があるということは大変有難く、特に初心者がよく来られる釣り場で実施できるということは、新しく釣りの世界に入る方に、釣りのすばらしさを感じてもらえるので、最も適した場所だと言えます。ただ、この 4 年間でも釣りの状況はかなり変わりました。アジやイワシが釣れる時期が遅くなりました。タチウオも以前より釣れなくなりました。沖の埋立の関係で潮の当たりがわるくなったこと、温暖化も関係していると思われますが、現在、この場所しか大阪市の釣り公園がないということも寂しい気がします。1 年のうちでサビキで釣れるのは 3 ヶ月ほどなのに、1 年中初心者にサビキしかけをすすめる釣具店もあり、この場所で釣

りの指導をさせていただきながらも、少々心苦しい気持ちになることも正直あります。特に、釣りにはじめて出会う方には、釣りの「感動」を味わってもらいたいですからね。

日曜日の初心者釣り教室&巡回釣り協指導は、ほぼ毎週 3～5 人、多い時で 8 人ほどで回らせてもらっています。インストラクターは年間述べ人数で 230 人程度です。

またゴールデンウィーク期間中は特別に、エサ(シラサエビ)と仕掛け(胴付き)と竿(5m 竿)とリールを無料で用意して、「GW 親と子の初心者釣り教室」を実施しています。今年は 5 月 4 日と 5 日。4 日は 20 名、5 日は雨が降ったので 5 名の参加でした。

報告：広報部



「海洋ファミリー渚探検隊」(5/4～5)

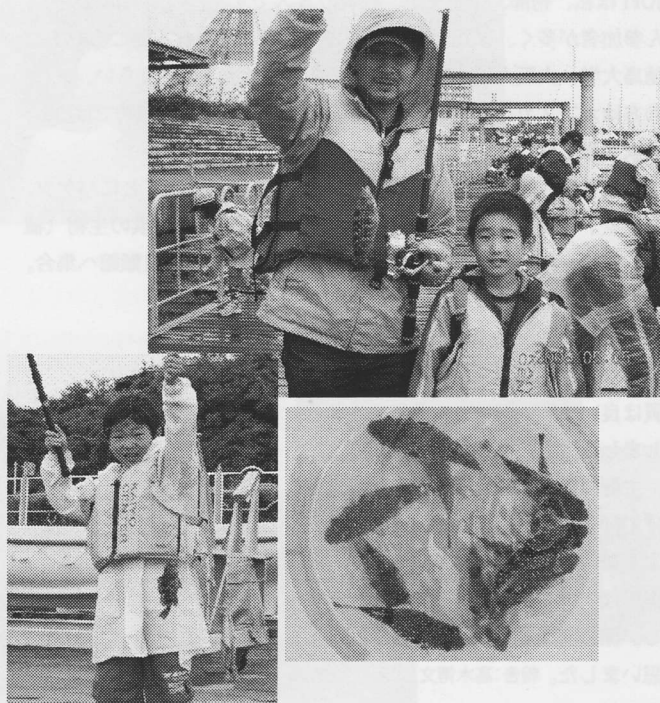
大阪府青少年活動財団(ユースサービス大阪)の事業のひとつ、海洋ファミリー渚探検隊が、5 月 4～5 日の 1 泊 2 日で、泉南郡岬町淡輪の大阪府立海洋センターで行なわれた。この渚探検隊、年 4 回開催され、今回は「春のフィッシング&潮干狩り：いろんな生き物を見つけよう」のもとに、20 家族、63 名(大人 31 名、中学生 2 名、小学生 26 名、幼児 3 名)の参加があり、JOFI 大阪の一員としてフィッシング部門の指導、援助を担当した。

釣りは、オキアミをサシ餌にしたウキ釣り、大人は 2.4m のリール竿、子供は 3.6m のノベ竿を使用するとのことで、まず 8 の字結び、一重結びでチチワを作り蛇口へのプッシュウ付けと、サルカン結びを皆さんに覚えてもらい、次にウキゴム、サルカン、ハリ、ガン玉、ウキの付け方調整を教え、実釣へと向かった。5 月初め、魚はまだ活発には動いてくれない。しかも会場の水深は 2.7m、ウキの動きと一本釣の楽しさを味わってもらえるか心配したが、ウキ下を底釣りに変え、ほとんどがクサフグであったが、多い家族で 30 匹、1 匹も釣れない家族はなかった。その中でも 20cm 超のヒガフグも 5 匹、17cm 超のササノハバテも 7 匹、18cm 超のカサゴ 4 匹はみんなを歓喜の輪に巻きこみ、異色のナマコは早速、昼食のおかずとなった。

秋のサビキ釣り教室が多い中、今回はウキによる 1 本釣り。釣った魚を食べようは、実現できなかったが、ウキ釣りの楽しさは充分わかってもらえた。また今回、私を含め、スタッフ、参加者全員が

ライフジャケットを着用したが、今後の釣行にも必ずライフジャケットの着用を参加者の皆さんにお願いをした。

報告：高淵諒(泉州支部)



この調査イベントは大阪湾環境再生連絡会（事務局＝国土交通省近畿地方整備局神戸港湾空港技術調査事務所）が主催し、大阪湾の環境を調査している市民団体の協力により実施しているものです。今回は2年目で、大阪湾15地点で調査を行ない、600名が参加しました。

◎高師浜会場

5月9日、大阪湾見守りネットの方々により行なわれた大阪湾生き物一斉調査・高師浜会場に参加。会場は浜寺公園南の芦田川河口と高石漁港間に残された、全長 60m 程度ながら、泉北湾岸で唯一の小さな渚で、高師浜（たかしのはま）と呼んでいる。小石や砂地の浜で、防潮堤の際にはハマヒルガオが一行列に咲いている浜辺だが、浜寺運河に面しているため、水際は 1cm くらい堆積した悪臭のするヘドロの底である。それでも生物は健在で、アオモ類に覆われた石の下には、巻貝類やカニ、ヤドカリが元気になっている。

10 時より「浜寺自然の会」の主導で会員 4 名、海岸生物研究会のメンバー 4 名、JOFI 1 名に、一般市民参加者を含めて総勢 17 名で浜に入る。汚れや悪臭も気にせず、皆さん懸命に生き物を採取してトレーに収めた。12 時、採取した個体の同定を全員でがやがやと楽しく進めた。特に 5cm くらいのみみずはぜ、ちちゅうかいみどりかに、マカキには興味があったようだ。

その後高石漁港に移動して、小生担当で湾岸の水質調査のデモン
ストレーションと調査項目の説明を行なう。参加者は海面の色合い
と透明度に驚かれたようで、改めて大阪湾の水質がよいこと（悪く
はないこと）を納得して、散会となった。報告：川村孝二（堺南河内支部）

◎香櫨園浜会場

主催の大阪湾再生連絡会では、多くの市民の大阪湾をもっと知ってもらいたい、そして大阪湾再生の意識を高めたいという目的で、一昨年の秋から大阪湾の生き物調査を実施し、今回で3回目になります。昨年は泉南会場に行きましたが、今年は5月10日、西宮自然保護協会の主導で行なわれる香櫨園会場に参加してきました。JOFIは私、物部、山崎兄弟、野崎の5人です。この会場はたいへん参加者が多く、また大学関係の方々も多く来られるところです。徳島大学、大阪大学、京都大学の教授や学生が60名ぐらい、一般の方はカブスカウト、家族連れなどで30名ぐらい、総勢では95名以上来られたと思います。

私たちは9時半に菊池貝類館に集合。10時から班ごとにパケツ、パレット、熊手などを持って浜へ入り、宝探しです。浜の生物(植物、貝類、魚類、カニ、エビ類)を確保し、12時に貝類館へ集合。学者の方から生物の一品ずつの説明を聞きました。またJOFI班はもう一度浜へ降りて水質調査を行ない、現状の水質は良い状態であるということを報告しました。

主催関係者から今後もこの調査を続けて行きたいという話があり、参加者より賛同の大拍手がありました。この場所は生物の宝庫であるので、大切に、保護活動を今後もして行きたいと思いました。報告:高木博文(大阪南西支部)



西宮自然保護協会のホームグラウンド
香櫨園浜の会場です。大人気の秘密
は大学の先生がたくさんおられて、
そこで生物の興味深いお話が聞
けたことだと思います。



◎矢倉海岸会場

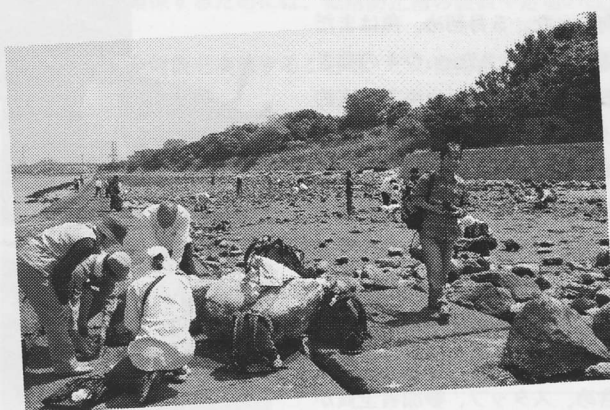
5月9日、大阪湾生き物一斉調査・矢倉会場に山下さんと参加しました。ここは西淀自然文化協会が調査を続けているフィールドで、神崎川河口にあるとても小さな干潟ですが、海岸生物研究会の先生のおかげで多くの種類の生物を観察し、知ることができました。

報告：田隅衛（北河内支部）

※他に今回は泉南里海公園会場で高淵・安達両会員が参加。それぞれの会場で生き物の生息状況を調べるとともに、私たちがいつも行なっている「水質調査」を実施し、市民による環境モニタリングを続けることの意義を知ってもらいました。なお、**生き物一斉調査の「報告会」は、9月27日、長居の自然史博物館にて開催しますので、ぜひお集まりください。**



こちらは矢倉海岸。小さくて汚い干潟でも自然に戻すと、生き物もたくさん戻ってくるということが分かりました。



「大阪市立弘済みらい園・のぞみ園釣り教室」(5/6、5/16)

5月16日、土曜日、JOFI 大阪北大阪支部の活動として、大阪市立弘済みらい園・のぞみ園の釣り教室を実施した。対象魚はヘラブナ。場所は和歌山県橋本市にある隠れ谷池。当日の天候は曇り、予報では昼から弱い雨とのこと。このままもってもらいたいと祈りつつ、栈橋に人数分の竿、竿掛け、タマ網、エサボウルを準備して生徒の到着を待った。

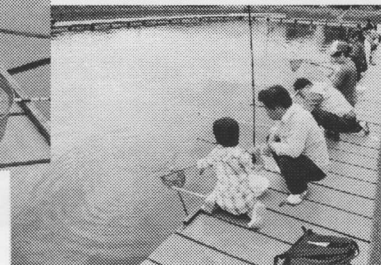
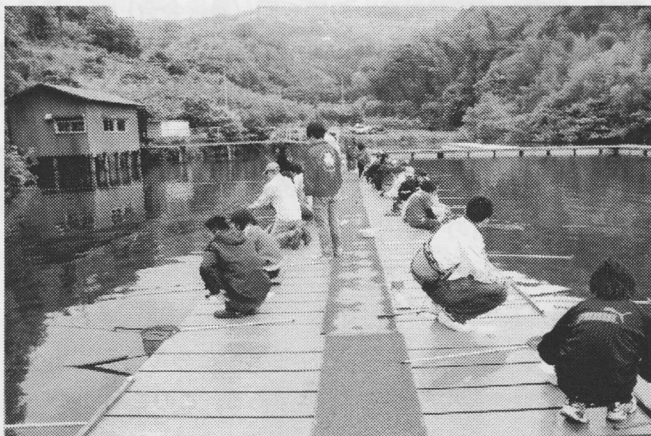
8時半頃、生徒12名、引率の先生5名の計17名が到着。池の事務所で山上組合長から歓迎の挨拶の後、田中組合員の実釣指導ののち、全員で栈橋へ。生徒たちは各自、準備されている釣り座に座り、サポートメンバーからエサつけと振り込み、アタリの取り方を教えてもらいながら、1匹目を釣ろうとウキを見つめる。サポートはインストラクター4名、紀州製竿組合から3名、橋本市が開校したヘラブナ釣り大学から4名の計11名。みんなに釣ってもらおうとサポートする側にも力が入る。

隠れ谷池のヘラブナはみんなの期待に応えてくれ、すぐに「釣れた!」と歓声が起った。当日は釣れた魚をメジャーで検寸して、記録用紙に書くルール。早速1匹目を釣った生徒が検寸して大きさを書いた記録用紙を持って釣り座へ。そして次に釣れた生徒が検寸に…と順調に釣れ続いていた。

そうなってくると、誰が一番大きいかという競争心が起こってくるようで、私がサポートしている生徒が、今何番目くらい? と聞いてくる。この生徒、最初に尺オーバーを釣っており、順位的にはかなり上位。生徒同士で情報交換をして、さらに闘争心が…。というところまでは良かったのだが、ヘラブナが寄りすぎて、寄った魚をすくおうとタマ網でヘラブナを追いかける生徒、ハリがついた餌をさかなの前に落として、それを釣り上げる生徒など、いろいろな行動が。12時からの昼食の間だけ小雨がばらついていましたが、再開時には雨も上がり、自らエサつけをし、アタリを取り、数を伸ばしている生徒。1匹を釣るのに四苦八苦している生徒とワイワイとヘラ

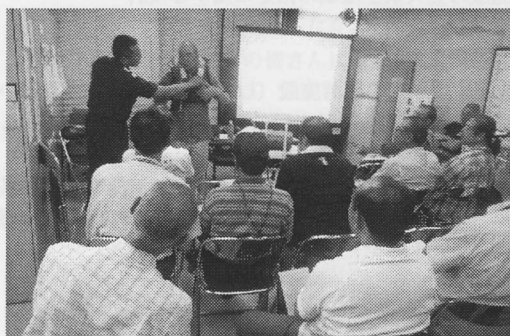
ブナ釣りを楽しんでいる様子。終了は14時。池の事務所で当日生徒みんなの結果を発表。1枚長寸では34.2cm、枚数では21枚が最多で、みんな楽しかったようだ。最後にサポートしてくれたメンバーに生徒からお礼の言葉をもらい、みんな楽しんでくれた釣り教室となった。また次回の教室開催を引率の先生と確認して、今回の大阪市立弘済みらい園・のぞみ園の釣り教室は終了した。

報告：櫛田佳伸（北大阪支部）



「海難事故の講習会」(7/5)

7月5日、大阪南港魚つり園・NPO 控室にて、大阪海上保安監部から田中裕二氏、長友勤氏をお招きし、「講習会」を開催。講演のテーマは「海で消える人命について」。大阪近郊で起きている釣り人事故の実態を解説し、事故に遭わないための心がけや具体的な方法を、2時間近くお話いただきました。この講習へのJOFIメンバーの関心も高く、会場は40名でほぼ満員でした。 報告：物部（事務局）



「淀川クリーン大作戦」(7/20)

河川事務所主催の「淀川クリーン大作戦」が展開されました。当日の朝はくもり、雨もよるような空でしたが、クリーン作戦が始まるころには雨もふらず空も晴れて暑くなってきました。9:30集合、10:00～11:30ごろまでで無事終わりました。河川事務所の話によりますと、淀川も外来魚が多くなり、もともとの居た魚が少なくなり、とくにイタセンパラは絶滅状態とのことでした。当日暑い中参加くださったインストラクターの方々には御苦労様でした。ありがとうございました。 報告：川嶋昇（北河内支部）



検討委員会答申案まとまる

「自己責任」と「ライフジャケット着用」で社会的認識確保を！

昨年8月に実施された大阪港の港湾施設立ち入り禁止区域の指定に関する「パブリックコメント募集」と、それを受けて本年1月から6回（ほか現地視察）にわたって開かれてきた「港湾施設立ち入り禁止区域 指定に係る検討会」の第6回（最終会合）が、7月21日に大阪市住之江区の大阪市港湾局40階会議室で開かれ、討議の結果答申案がまとまり、近く大阪市に提出することになりました。これで大阪港の全面的な立ち入り禁止という事態は避けられたことになります。

答申の概要としては、防波堤や護岸などの港湾施設の本来の目的は、港内の平穏や海岸を守ることにあるが、目的以外の利用については、海岸のすべてを立ち入り禁止に指定することは適切とは言えない。

利用者側である釣り人は、釣りをするために海辺に近づくのは、自己責任を前提とした行為である。このことを示し、万一事故の場合、周囲に迷惑をかけないため、安全柵のない場所では必ずライフジャケットを着用するなど、ルール設定をする。といったソフト対策と救命浮環や縄梯子の設置などを組み合わせた安全対策を相互に理解して運用することで、立ち入り禁止区域の指定を行わない場所を設けるという方向で検討会の各位委員の理解を得られました。

今回の措置は、港湾域への立ち入りは原則として禁止と

いう、従来の管理者側の立場をある意味で塗り替えていく試みで、これが全国的な釣り場開放の動きに持つ意味は非常に大きいものと思われます。

しかし、その反面、釣り人の駐車違反やゴミ問題を含めたモラルの再構築や、独りよがりな行動を自ら慎んでいく姿勢が厳しく問われることになるのも当然です。

釣りの自由を守りたければ、まず義務を果たすべきだといった考え方に伴うルールマナーの周知に努力し、社会的な認知を確保する積極的な姿勢が必要でしょう。さもなければ再び立ち入り禁止が実施されてもしかたないことを強く認識しておくべきでしょう。

7月21日にとりまとめた検討会案は以下の通りです。

港湾施設の立入禁止区域の指定に関する検討

<検討の視点>

- ・防波堤や護岸等の港湾施設（以下「これらの施設」という。）は、港内の平穏や海岸の保全を目的として設置したものであり、一般市民の立ち入りを想定していないが、実態としては、釣り人が立ち入っているのが現状である。
- ・本検討会では、これらの施設を大阪市港湾施設条例に基づく立入禁止区域に指定することについて、「安全性の確保」「利用者マナーと環境保全」「港湾事業等への影響」「海辺に親しむ権利と責任」「費用負担」の視点から、そのあり方について検討を進めてきた。

<検討の結果>

1 安全性の確保について

(1) 一般市民への開放

- ・これらの施設が通常有すべき安全性を確保するためには、転落防止柵の設置や足場の改良などの安全対策を行う必要がある。
- ・しかし、これらの施設すべてに上記安全対策を実施することは、その費用が莫大となることから、現実的には実施が困難である。
- ・このため、これらの施設の開放については、すべての一般市民を対象にしないこととする。
- ・なお、一般市民への開放も含めた安全な魚釣り場については、社会実験の検証結果を踏まえ、緑地の一部を開放することで別途検討を進められたい。

(2) 釣り人の立ち入り

- ・これらの施設への立ち入りが基本的に釣り人に限定され、釣り人が危険性を十分認識していることを考慮すれば、釣り人の自己責任を前提としたルール設定など、利用者側のソフト対策に加え、看板による危険告知や救命浮環等の万一の転落事故に備えた救命設備の設置を組み合わせた安全対策が有効である。



7/21 大阪市港湾局で最終の委員会となる第6回検討会が開催された。左から来田委員、加藤委員、野呂委員長、小谷委員の各氏。

2 検討会としての意見（案）

(1) 総括的な考え方

・1-(1) で示したとおり、これらの施設は緑地・公園のように、すべての一般市民に開放することは前提としない。

・1-(2) に示したとおり、釣り人に対しては、渡船事業者や釣り人が自ら行う安全対策、及びルールやマナーの遵守、さらには、釣りの健全な振興を図る釣り団体等による啓発活動など、利用者側のソフト対策が一定の条件が満たすことを前提に、施設管理者が万一の転落事故に備えた救命設備の設置を行なうことを組み合わせた安全対策が実施される場合は、条例の規制をもって立ち入りを制限しないことも可能である。

(2) 費用負担について

・総括的な考え方で示したとおり、これらの施設は緑地・公園のように、すべての一般市民に開放することは前提としないため、施設管理者が安全対策に過大な経費を負担することは、理解が得られるものではない。

・このため、施設管理者が行う安全対策は、看板による危険告知と万一の転落事故に備えた救命設備の設置とする。なお、その際には、可能な限り受益者にも負担を求めるものとする。

(3) 立入禁止区域の指定箇所の考え方

・総括的な考え方を前提として、港湾施設の立入禁止区域の指定を行なう必要がある区域は次の区域とする。

- ① 他の行政目的に支障を及ぼす区域
- ② 港湾事業に支障を及ぼす区域
- ③ 万一の転落事故に備えた救命対策が物理的に困難な区域
- ④ 港湾工事に支障を及ぼす区域（今後工事が予定されている区域を含む）

(4) 立入規制を行なわない区域の安全対策やマナー遵守について

①施設管理者が行なう対策

- ・救命浮環の設置
- ・縄梯子の設置
- ・看板（危険告知）の設置（想定される利用者層に応じた表示とする）
- ・釣り人に対するルールとマナーの遵守の徹底を釣り団体等と協働して実施
 - (a) ライフジャケットの正しい着用、単独釣行は避けるなど安全対策の遵守
 - (b) 立入禁止区域には立ち入らない、ごみは持ち帰る、迷惑駐車をしないことなどマナーの遵守

②渡船事業者を求める対策（陸地と接していない場所に限る）

- ・ライフジャケットの正しい着用の確認
- ・釣り人の単独釣行禁止の徹底
- ・釣り人の安全を確認するための定期的な巡回の実施
- ・気象・海象急変時等の緊急連絡及び対処法の基準作成と遵守
- ・救命設備（救命浮環、縄梯子）の点検・確認
- ・釣り人の誓約書署名の徹底
- ・遊漁船法に基づく瀬渡し特約付き保険の加入
- ・釣り人が残したごみの清掃

③釣り団体等を求める対策

- ・釣り人に対するライフジャケットの着用やごみの持ち帰りなどの周知
- ・巡回指導員による釣り人の安全、マナーの指導啓発や救命設備の点検
- ・釣り人に対するルールとマナーの遵守の徹底を施設管理者と協働して実施

港湾施設の立入禁止区域の指定（案）

番号	施設名（構造形式・全体延長・港湾施設の区分）	釣団体意見	総合評価案（備考）
1	南港北防波堤（直立ケーソン・350m・防波堤B）	D	×（他の行政目的に支障を及ぼす）
2	南港南防波堤（直立ケーソン・1,250m・防波堤B）	A	○
3	南港沖防波堤（直立ケーソン・150m・防波堤C）	B	○
4	大和川南防波堤（直立ケーソン＋穴あきスリット・1,450m・防波堤A）	A	○
5	常吉防波堤（セルラブロックスリットケーソン鋼管杭・653m・防波堤AB）	A＋D	×（他の行政目的に支障を及ぼす）
6	北港南防波堤（直立ケーソン・50m・防波堤B）	A	○
7	北海岸通船だまり波除堤（直立ケーソン・221m・波除堤A）	A	×（港湾事業に支障を及ぼす）
8	南海岸通船だまり波除堤（直立ケーソン・279m・波除堤A）	A	○
9	鶴浜通船だまり波除堤（直立ケーソン・455m・波除堤A）	D	×（港湾事業に支障を及ぼす）
10	木材整理場波除堤（方塊、鋼管杭、直立ケーソン・576m・波除堤AB）	D	×（他の行政目的に支障を及ぼす）
11	南港内港船だまり波除堤（管杭・90m・波除堤C）	B	○
12-①	舞洲地区護岸の表テトラ（二重鋼矢板、セルラブロック・903m・護岸C）	A	×（万一の転落事故に備えた救命対策が物理的に困難）
12-②	舞洲地区護岸の北東護岸（ケーソン式・1,289m・護岸B D）	B＋D	○（一部のみ）
12-③	舞洲地区護岸の南護岸（前方斜控組抗矢板・403m・護岸D）	B	○
13	夢洲地区K護岸（直立ケーソン・696m・護岸B）	D	×（港湾事業に支障を及ぼす）
14	夢洲地区J護岸（直立ケーソン・390・護岸B）	工事終了後C	△（工事終了後再検討、港湾工事に支障を及ぼす）
15-①	南港北地区の換気所護岸（ケーソン・104m・護岸B）	D	×（他の行政目的に支障を及ぼす）
15-②	南港北地区の夢咲トンネル護岸（ケーソン・410m・護岸B）	工事終了後C	△（工事終了後再検討、港湾工事に支障を及ぼす）
16	南港北護岸（ケーソン・599m・護岸D）	C	○（一部のみ）
17	南港北ふ頭西護岸（ケーソン、石積、セルラブロック・756m・護岸B）	D	×（他の行政目的に支障を及ぼす）
18	南港西護岸（ケーソン・461m・護岸B）	D	×（港湾事業に支障を及ぼす）
19	南港中1丁目護岸（ケーソン・1,064m・護岸A）	D	×（港湾事業に支障を及ぼす）
20	南港南ふ頭北護岸（ケーソン、鋼矢板・831m・護岸B）	D	×（港湾事業に支障を及ぼす）
21	南港南ふ頭東護岸（ケーソン・1,209m・護岸A D）	B＋D	○（一部のみ）
22	南港南ふ頭南護岸（ケーソン・890m・護岸A D）	B＋D	○（一部のみ）
23	南港南ふ頭西・関西電力護岸（ケーソン・313m・護岸B）	D	×（港湾事業に支障を及ぼす）
24	南港東護岸（ケーソン・1,348m・護岸B）	D	×（港湾事業に支障を及ぼす）
25	南港南護岸（セルラブロック・2,269m・護岸C）	D	×（港湾事業に支障を及ぼす）
26	平林護岸（傾斜・209m・護岸B）	D	×（港湾事業に支障を及ぼす）
27	鶴浜地区北側護岸（ケーソン・409m・護岸B）	工事終了後C	△（工事終了後再検討、港湾工事に支障を及ぼす）
28	鶴浜地区南側護岸（ケーソン・409m・護岸B）	D	×（他の行政目的に支障を及ぼす）
29	鶴浜地区西側護岸（直立ケーソン・151m・護岸B）	工事終了後C	△（工事終了後再検討、港湾工事に支障を及ぼす）
30	夢洲地区F廃棄物埋立護岸（直立ケーソン・1,763m・廃棄物埋立護岸B）	A＋D	△（工事終了後再検討、港湾工事に支障を及ぼす）
31	夢洲地区G廃棄物埋立護岸（穴あきスリットケーソン・219m・廃棄物埋立護岸C）	A	○
32	夢洲地区H廃棄物埋立護岸（穴あきスリットケーソン・123m・廃棄物埋立護岸C）	A	○
33	新島地区北廃棄物埋立護岸（緩傾斜・1,372m・廃棄物埋立護岸D）	A	×（他の行政目的に支障を及ぼす）
34	新島地区東廃棄物埋立護岸（鋼製セル・725m・廃棄物埋立護岸C）	A	×（他の行政目的に支障を及ぼす）
35	新島地区南廃棄物埋立護岸（スリットケーソン・1,689m・廃棄物埋立護岸AD）	A	×（他の行政目的に支障を及ぼす）
36	新島地区西廃棄物埋立護岸（緩傾斜・656m・廃棄物埋立護岸C）	A	×（他の行政目的に支障を及ぼす）

港湾施設の立入禁止区域の指定(案)位置図

資料 3

凡 例	
	立入禁止区域
	立入禁止としない区域 (渡船利用)
	立入禁止としない区域
	保安対策対象の埠頭施設 (民間施設を除く)



■港湾施設の区分

防波堤、波除堤 A=陸地と接していないもの

防波堤、波除堤 B=陸地と接しているが、直背後地の土地利用に支障があるもの

防波堤、波除堤 C=陸地と接しているもので、かつ、直背後地の土地利用に支障がないもの

護岸、廃棄物埋立護岸 A=前面水際線の利用を伴っているもの

護岸、廃棄物埋立護岸 B=前面水際線の利用を伴っていないが、直背後地の土地利用に支障があるもの

護岸、廃棄物埋立護岸 C=前面水際線の利用を伴っていないが、物理的に安全対策が難しいもの

護岸、廃棄物埋立護岸 D=前面水際線の利用はなく、かつ、直背後地の土地利用に支障がないもの

■釣り団体（意見）

A=渡船利用区域

B=市民の多目的利用の可能な区域

C=緑地の多目的利用区域（釣りと散策等との住み分け指定を含む）

D=市民がすべて立ち入ることを禁じることが望ましい区域

■総合評価（案）

×=条例に基づく立入規制を行なう区域（他の行政目的や港湾事業に支障を及ぼす区域等）

○=条例に基づく立入規制を行わない区域

お知らせ

「第4回 大阪湾 53ピックアップ」

ごみ 清掃 大会

集まれ! 大阪湾 53 Pick Up!

第4回 大阪湾 53PickUp! (ごみピックアップ)

主催 特定非営利活動法人 3 団体

釣り文化協会／水辺基盤協会／環境教育技術振興会

協賛 釣具メーカー各社 協力 関係行政機関



開催日 清掃日: **11月1日** 日曜日

処理日: **11月2日** 月曜日 (ゴミ焼却場に廃棄に行きます)

場所 集合場所: 貝塚人工島 (二色北町F岸壁)

清掃場所: 貝塚人工島～泉佐野港

1班=二色北町・新貝塚岸壁

2班=二色南町・釣り桟橋

3班=泉佐野港 (旧フェリー乗り場)

4班 (ダイバー班)=二色浜海水浴場

5班 (回収班)=各地区を巡回

参加者数 100名程度 (予定)

参加費 大人 500円・小中学生 100円 (ごみ処理費および保険料に充当)

進行予定 集合: 8時30分 (受付開始、班分け)

スタート: 9時 (清掃ポイント説明のあと出発)

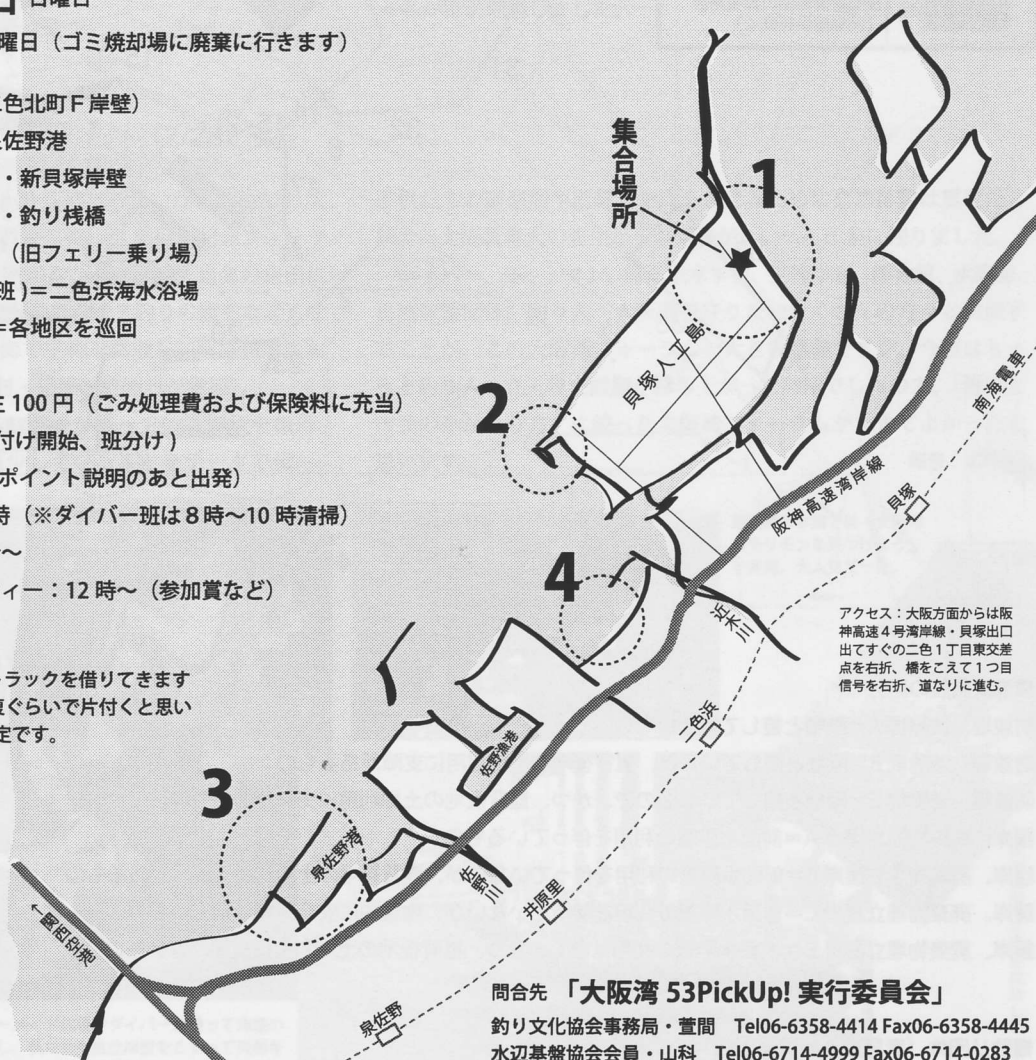
清掃活動: 9時～11時 (※ダイバー班は8時～10時清掃)

ゴミ分別: 11時30分～

バザー&ティーパーティー: 12時～ (参加賞など)

終了: 1時頃

※11/2は11時半集合。トラックを借りてきますので、ゴミを載せて2往復ぐらいで片付くと思います。16時ごろ終了の予定です。



問合先 「大阪湾 53PickUp! 実行委員会」

釣り文化協会事務局・萱間 Tel06-6358-4414 Fax06-6358-4445

水辺基盤協会会員・山科 Tel06-6714-4999 Fax06-6714-0283

申込先 下記申込書を fax06-6358-4445 へお送りください (10/25迄にお願いします)。

H21 大阪湾 53PickUp! 参加申し込み

氏名:

年齢:

連絡先:

住所:

同行参加者 (名前と年齢)

11/1
11/2

※当日参加も大歓迎!
どしどしお仲間を連れてきて下さい。